

「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン

（平成21年10月20日 子ども未来局長決裁）

地球温暖化の防止のため、特にCO₂の排出量の削減が求められていることから、認可保育所整備事業において、地球にやさしい「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」の整備を実施するためのガイドラインを下記のとおり定める。

記

1 目的

地球温暖化の防止のため、環境に配慮した認可保育所整備を推進することで、環境負荷の軽減、自然エネルギーの利用及びエネルギー・資源の有効活用を行い、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する保育所づくりを推進するとともに、保育所入所児童への環境保全に対する意識づけを図る

2 対象事業

(1) 私立保育所新築費補助金

（国庫補助等を活用した補助金。私立保育所の新築に必要な施設整備費の一部を補助）

(2) 私立保育所改築費補助金

（国庫補助等を活用した補助金。既存私立保育所の改築（定員増を伴うもの）に必要な施設整備費の一部を補助）

(3) 私立保育所老朽改築費等補助金〔改築を実施する場合のみ〕

（札幌市単独の補助金。既存私立保育所の改築等に必要な施設整備費の一部を補助）

※ 国庫補助等を活用して、認定こども園を構成する認可保育所の整備を実施する場合についても対象とします。

※ 施設の新築及び建替えを伴わない事業（私立保育所老朽改築費等補助金〔大規模修繕等〕、認可保育所整備促進事業、私立保育所分園整備補助金等）や自主整備による新築・改築・改修等についても、可能な範囲内で、環境配慮に取り組むものとする。

3 配慮すべき事項

上記2の事業による認可保育所整備を行う場合には、資源の有効活用や省エネルギー効果を考慮のうえ、下記の(1)～(3)の事項に配慮するものとする。

(1) 環境負荷の軽減

ア 建築物の向き、室の配置などについて配慮し、外壁を通した熱負荷の軽減、除排雪の負荷軽減を図る。

イ 断熱性の高い材料や工法の採用などにより、躯体を通した熱負荷の低減を図る。

ウ 断熱・日射遮蔽性の高い建具及びガラス、庇などの採用により、外壁開口部を通した熱負荷の低減を図る。

エ 室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量の低減を図る。

オ 機器などからの発熱を低減するため、エネルギー損失の低減を考慮した建築設備システムの採用を図る。

(2) 自然エネルギーの利用

ア 自然光の活用により、照明負荷の低減を図るとともに、室内の快適性を確保する。

イ 自然通風の活用により、冷房負荷の低減を図る。

ウ 太陽光発電、太陽熱給湯などによる自然エネルギーの利用を図る。

(3) エネルギー・資源の有効活用

ア エネルギーの変換及び利用が、総合的かつ効率的に実施されるような建築設備システムの採用を図る。

イ 電力負荷の低減及び平準化を図る。

ウ 施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。

エ 高効率照明器具の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用などにより、照明エネルギーの最小化を図る。

オ 雑用水の一部として雨水又は排水処理水の利用、各種節水システムの採用などにより、水資源の消費低減を図る。

カ 信頼性が高く、適正な運転制御が可能な管理システムの構築により、消費されるエネルギーの最小化を図る。

4 整備を推進する設備・技術（詳細は別表のとおり）

上記2の事業による認可保育所整備を行う場合、資源の有効活用や省エネルギー効果を考慮のうえ、別表の第3欄に定める「設備・技術」を必ず取り入れることとする。

対 象 事 業	別表の第3欄のうち、取り入れるべき設備・技術
私立保育所新築費補助金	2つ以上
私立保育所改築費補助金	2つ以上
私立保育所老朽改築費等補助金（改築）	1つ以上

※ 国庫補助等を活用して、認定こども園を構成する認可保育所の整備を実施する場合については、私立保育所新築費補助金及び私立保育所改築費補助金と同様に、別表の第3欄に定める「設備・技術」を2つ以上取り入れることとする。

※ なお、別表にない設備・技術であっても、資源の有効活用及び地球環境の保全に資するものについては、積極的に取り入れることとする。

5 補助の加算対象（※国庫補助等を活用した事業のみ）

安心こども基金及び次世代育成支援対策施設整備交付金による補助の加算対象となるもの（厚生労働省が別に定める特殊附帯工事に該当するもの）については、別表の第3欄に定める「設備・技術」のうち、別表の第4欄の「補助加算対象」に該当するものとする。

また、別表の第3欄に定める「設備・技術」のうち2つ以上を必ず取り入れることとするが、そのうち原則として1つ以上は、別表の第4欄に定める「補助加算対象」のものを取り入れることとする。

ただし、保育所の敷地・建物の状況から別表の第4欄に定める「補助加算対象」の設備等の導入がいずれも困難であると認められる相当な理由がある場合には、この限りではない。

6 施行時期

平成22年度施設整備分から適用する。

別表 「整備を推進する設備・技術」

1 分野	2 分類	3 設備・技術	4 補助加算対象 (特殊附帯工事加算)
環境負荷の低減	排出物	生ゴミ等処理設備 (※建物に固定して一体的に整備するものに限る)	○
	その他	屋上緑化・壁面緑化	
自然エネルギー利用	発電	太陽光発電システム	○
		風力発電システム	○
	冷暖房・給湯	太陽熱給湯システム	○
		地中熱ヒートポンプシステム	○
エネルギー・資源の有効活用	冷暖房・給湯	高効率給湯（暖房）器システム (例：エコキュート、エコジョーズなど)	
	有効活用	雪冷房システム	○
		コージェネレーションシステム (例：燃料電池の活用、エコウィルなど)	
	照明	L E D 照明設備	
	水の再利用	水の循環・再利用設備システム	○

※ 国庫補助等を活用した施設整備の場合、上記の「設備・技術」のうち、いずれか2つ以上を必ず取り入れ、そのうち「補助加算対象」のものを1つ以上取り入れること。

※ 上記の「補助加算対象」は厚労省通知に基づく一般的な判断によるものであり、設備の仕様等によっては補助加算対象とならない場合があります。

※ 施設整備の際、上記の「設備・技術」の導入により、資源の有効活用や省エネルギー効果が確実に見込まれる仕様とすること。